**公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第一期中期目標期間終了時の検討について**

１．中期目標期間終了時における規定

○　地方独立行政法人法において、県は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）を行ったときは、中期目標期間の終了時までに、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織および業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

○　また、検討に当たっては評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

○地方独立行政法人法

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の２　設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の２第１項第２号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

２　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

３　設立団体の長は、第１項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

２．対応案

(1) 第１項関係：法人の業務を継続させる必要性等の検討及び所要の措置

第二期中期目標の検討及びその内容をもって、「法人の業務を継続させる必要性等の検討及び講ずるべき所要の措置」とする。

(2) 第２項関係：評価委員会の意見聴取

第二期中期目標及び今回の終了時検討の考え方に対する評価委員会からの意見をもって、「中期目標期間終了時の評価委員会の意見」とする。

３．当該規定に対する対応案の考え方

(1) 第１項関係：法人の業務を継続させる必要性等の検討及び所要の措置

ア　第一期中期目標期間の見込評価

○　質の高い教育研究活動を継続しつつ、法人の機動的かつ効率的な業務運営体制を構築し、自己収入の増加や経費の抑制による財務内容の改善に取り組んできた。

○　コロナ禍においても教育研究等の質の向上に努め、オンラインを活用した公開講座の実施や教職員による感染症対策にかかる支援活動等、地域貢献活動についても止めることなく推進し、３つのキャンパスのそれぞれの強みを生かした業務運営を着実に進めてきた。

⇒評価委員会より、５つの大項目のすべてにおいてＡ評価を受け、中期目標を達成できる見込みであると判断された。

イ　大学認証評価

○　学校教育法第109 条第２項の規定に基づき、大学は７年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（大学教育質保証・評価センター）により認証評価を受けることとなっている。

○　令和４年度に大学に対して実施された大学認証評価により、保健福祉大学は、学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めることで、大学教育質保証・評価センターが定める大学評価基準を満たしており、大学として相応しい教育研究活動を行っているとの評価を受けた。

ウ　法人の業務を継続させる必要性等の検討及び所要の措置

○　第一期中期目標期間の見込評価及び大学認証評価を踏まえ、地域に貢献する大学としての基本理念が着実に具体化されている。

○　組織および業務の全般について適切な運営が図られていると認められる。

⇒引き続き、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学が業務を継続することが妥当であると考え、第二期中期目標の策定を進めてきた。

第二期中期目標の検討を通じて「組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を行ってきたことから、**第二期中期目標の検討及びその内容をもって、「法人の業務を継続させる必要性等の検討及び講ずるべき所要の措置」とする。**

(2) 第２項関係：評価委員会からの意見聴取

**第二期中期目標の策定を通じた保健福祉大学の組織及び業務の全般についての御意見及び今回の終了時検討の考え方に対する御意見をもって、評価委員会からの意見聴取**とする。